

岩手県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
リリーフ薬局	釜石市鶴住居町第16地割44番地1	平成23年11月30日
小友調剤薬局	陸前高田市小友町字下新田14番地20	平成23年12月31日